

令和元年度

宮若市財政健全化判断比率及び
資金不足比率に関する審査意見書

宮若市監査委員

2 宮 監 第 5 1 号
令和2年8月21日

宮若市長 有 吉 哲 信 様

宮若市監査委員 塩 川 泰 徳

宮若市監査委員 寶 部 勝

令和元年度宮若市財政健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条
第1項の規定により、審査に付された令和元年度宮若市財政健全化判断比
率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1.	健全化判断比率について	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	3
(3)	実質公債費比率	4
(4)	将来負担比率	6
2.	資金不足比率について	9
(1)	水道事業会計	9
(2)	簡易水道事業特別会計	10
(3)	公共下水道事業特別会計	10
3.	むすび	11

(注) 審査資料の計算の表示及び符号の用法は次のとおりである。

1. 文中に用いる金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。
2. 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を切り捨てている。比率が0以下の場合は、(-%)で表示している。
3. 該当数値がなく、算出不能若しくは無関係の場合は、「-」で表示している。

令和元年度宮若市財政健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見

第1 審査の対象

令和元年度宮若市財政健全化判断指標

第2 審査の期間

令和2年7月30日から8月19日まで

第3 審査の方法

財政健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項が記載された関係書類は、法令等に基づいて作成されているか、指標は適正に表示されているか、積算根拠書類は正しく計算されているか等、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも法令に規定された様式に従って作成され、計数は諸表と符合し、適正に表示されていると認められた。

審査の概要は、次頁以降のとおりである。

1. 健全化判断比率について

財政健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」の施行に伴い、平成19年度決算から、地方公共団体の財政状況を判断するための比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）の公表が義務付けられ、この比率がどのような状況かを判断する基準として早期健全化基準と財政再生基準が規定されている。

平成20年度決算からは、健全化判断比率のいずれかが基準以上となった場合、財政健全化計画等の策定が義務付けられている。将来負担比率を除く指標には、財政再生基準が設けられ、いずれかの指標が基準値以上となった場合には財政再生団体となる。

令和元年度の健全化判断比率は、次のとおりである。

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	－%	－%	－	13.54%	20.00%
(2)連結実質赤字比率	－%	－%	－	18.54%	30.00%
(3)実質公債費比率	5.5%	5.1%	0.4%	25.0%	35.0%
(4)将来負担比率	－%	－%	－	350.0%	

(1) 実質赤字比率

一般会計等（本市では、一般会計のみ）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。本年度は一般会計等の合計が黒字決算となっているため、実質赤字比率は生じていない。

（単位：千円）

会 計 名	令和元年度	平成30年度	比 較
一 般 会 計	931,440	809,384	122,056
一般会計等 合計 (A)	931,440	809,384	122,056
標準財政規模 (B)	8,901,508	9,154,183	△ 252,675
実質赤字比率 (A)/(B)	－%	－%	－

(注) 実質収支額(A)欄が黒字の場合は、実質赤字比率は「－%」と表記。
 (標準財政規模に対する実質黒字の比率：10.46%)

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等のほかに、公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であって、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示したものである。

本年度も前年度に引き続き、国民健康保険特別会計だけが赤字となったが、全会計の合計額が黒字になっているため、連結実質赤字比率は生じていない。

(単位：千円)

会 計 名	令和元年度	平成 30 年度	比 較
一般会計	931,440	809,384	122,056
国民健康保険特別会計	△ 277,185	△ 301,226	24,041
後期高齢者医療特別会計	7,765	8,533	△ 768
水道事業会計 ※	306,624	269,975	36,649
簡易水道事業特別会計 ※	25,268	221	25,047
公共下水道事業特別会計 ※	102,608	6,351	96,257
全会計 合計 (A)	1,096,520	793,238	303,282
標準財政規模 (B)	8,901,508	9,154,183	△ 252,675
連結実質赤字比率 (A)/(B)	－%	－%	－

※ 公営企業会計は、「実質収支額」を「資金不足額・剰余額」と読み換える。

(注) 実質収支額(A)欄が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「－%」と表記する。(標準財政規模に対する連結実質黒字の比率：12.31%)

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の財政規模に対する比率で、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものである。

3ケ年の平均値を表したこの比率は、本年度が5.5%で、前年度(5.1%)から0.4ポイント増加している。臨時財政対策債等の元利償還金の増加により分子が増加し、法人市民税の減少により標準税収入額等が減少したことが主な要因である。

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
① 元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,572,112	1,554,544	1,425,657
② 満期一括償還地方債(減債基金積立不足額)	0	0	0
③ 〃(1年当たり元金償還金)	0	0	0
④ 公営企業地方債の償還財源充当繰入金	204,198	193,909	187,134
⑤ 一部事務組合地方債の償還財源充当負担金	7,850	4,664	71,378
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	0
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0
⑧ 特定財源の額	42,014	42,363	39,179
⑨ 基準財政需要額(事業費補正)	205,530	207,550	225,404
⑩ 〃(公債費)	1,060,352	1,059,341	976,684
⑪ 〃(密度補正)	22,581	23,331	23,583
⑫ 標準税収入額等	5,794,218	5,986,655	5,529,288
⑬ 普通交付税額	2,740,767	2,742,621	3,022,796
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	366,523	424,907	466,187
A = (①～⑦) - (⑧～⑪)	453,683	420,532	419,319
B = (⑫～⑭) - (⑨～⑪)	7,613,045	7,863,961	7,792,600
実質公債費比率(単年度) A/B×100	5.95928	5.34759	5.38099
実質公債費比率(3ケ年平均)	5.5%		

① 元利償還金の額

一般会計等に係る公債費(繰上償還額等を除く)は、15億7,211万2千円で、前年度と比較して1,756万8千円増加している。これは臨時財政対策債などの増加によるものである。

② 満期一括償還地方債(減債基金積立不足額)

③ 満期一括償還地方債(1年当たり元金償還金)

満期一括償還方式により借り入れた地方債の1年あたりの元金償還額に相当する額(償還期間30年・元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合の1年あたりの元金)及び満期一括償還に備えるための減債基金積立額の不足を考慮して算定するもので、本市においては該当はない。

④ 公営企業地方債の償還財源充当繰入金

公営企業の起こした地方債の償還財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金で、水道事業会計分 157 万 6 千円、簡易水道事業特別会計分 4,176 万 2 千円、公共下水道事業特別会計分 1 億 6,086 万円の合計で 2 億 419 万 8 千円となり、前年度比較で 1,028 万 9 千円増加している。

これは、下水道整備の推進に伴い、公共下水道事業特別会計に対する繰入金が増加したためである。

⑤ 一部事務組合地方債の償還財源充当負担金

一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てたと認められる一般会計等からの補助金又は負担金で、直方・鞍手広域市町村圏事務組合負担金 785 万円であり、前年度と比較して 318 万 6 千円増加している。

⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

予算による債務負担行為を設定している支出のうち、公債費に準ずるものと認められる額を計上するもので、債務負担行為を設定していた県営ほ場整備事業に係る中土地改良区への元利補給と宮若市外二町じん芥処理施設組合の起債償還が平成 28 年度で終了しているため該当するものはない。

⑦ 一時借入金の利子

本年度の一時借入金の利子はなく、また、基金の繰替運用に係る利子は対象外となる。

⑧ 特定財源の額

元利償還金に充当した特定財源のことで、公営住宅建設事業債の元利償還金に充当した市営住宅使用料など 4,201 万 4 千円で、前年度と比較して 34 万 9 千円減少している。この金額については、実質公債費比率の算定において控除されることとなる。

⑨～⑪ 基準財政需要額

公債費のうち、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されるもので、この金額についても実質公債費比率の算定において控除されることとなる。

(4) 将来負担比率

この比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、それらが将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示したものである。

ここでは、施設整備等基金などの積み立て等により、将来負担額に対して充当可能となる財源が上回り、将来負担比率が負の値となっているため、将来負担比率はない。

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	比 較
① 地方債の現在高	19,749,263	19,098,605	650,658
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
③ 公営企業債等繰入見込額	3,697,829	3,630,885	66,944
④ 組合負担等見込額	27,464	32,906	△ 5,442
⑤ 退職手当負担見込額	2,122,244	2,253,743	△ 131,499
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
地方道路公社	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
第三セクター等	0	0	0
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
⑧ 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 合計 (A)	25,596,800	25,016,139	580,661
⑨ 充当可能基金	11,377,979	11,202,628	175,351
⑩ 充当可能特定歳入	126,033	166,618	△ 40,585
うち都市計画税	0	0	0
⑪ 基準財政需要額算入見込額	15,622,242	15,387,202	235,040
充当可能財源等 合計 (B)	27,126,254	26,756,448	369,806
標準財政規模 (C)	8,901,508	9,154,183	△ 252,675
算入公債費等の額 (D)	1,288,463	1,290,222	△ 1,759
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	-%	-%	-

① 地方債の現在高

本年度末の地方債残高は、197 億 4,926 万 3 千円で、前年度と比較して 6 億 5,065 万 8 千円増加している。なお、増加の要因は合併特例債や市町村役場機能緊急保全事業債などの借り入れ等によるものである。

② 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は該当がない。

③ 公営企業債等繰入見込額

公営企業会計の繰入見込額は、水道事業会計分 3,557 万 4 千円、簡易水道事業特別会計分 2 億 6,222 万 9 千円、公共下水道事業特別会計分 34 億 2 万 6 千円の合計 36 億 9,782 万 9 千円であり、前年度と比較して 6,694 万 4 千円増加している。

増加の要因は、公共下水道事業特別会計の起債の増加によるものである。

④ 組合等負担等見込額

組合等が起こした地方債の財源に充てるための負担金としては、直方・鞍手広域市町村圏事務組合（消防会計）2,746 万 4 千円で、前年度と比較して 544 万 2 千円の減少している。

⑤ 退職手当負担見込額

算定年度の末日（令和 2 年 3 月 31 日）において、一般会計等の特別職を含む全職員が自己都合退職したと仮定した場合に支払わなければならない退職手当の負担見込額 21 億 2,224 万 4 千円で、前年度と比較して 1 億 3,149 万 9 千円減少している。

なお、対象となる職員数は、特別職 3 名、一般職 227 名の合計 230 名で、前年度と比較して 8 名減少している。

⑥ 設立法人の負債額等負担見込額

土地開発公社の負債額は、先行取得用地の買い戻しが完了し、既に短期借入金がなくなっていることにより「0 円」となっている。

⑦ 連結実質赤字額

連結実質赤字比率の算定にあるように、本年度も全会計の合計額が黒字であるため、この額は「0 円」となっている。

⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額

本市が加入する一部事務組合において、本年度の実質収支が赤字となった組合はなく、この額は「0 円」となっている。

以上、①～⑧までの合計額（将来負担額）は、255 億 9,680 万円となり、前年度と比較して 5 億 8,066 万 1 千円の増加となっている。

一方、この将来負担額に充てることのできる財源は、次のとおりである。

⑨ 充当可能基金

法律や政令の規定により設置される基金以外が対象となり、本市では旧合併特例法に規定される地域振興基金（合併特例債を原資とする）と森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により用途を限定されている森林環境譲与税基金を除く、全ての基金が対象となる。この充当可能基金には、現金・預金・国債等を計上し、貸付金や不動産は除かれている。

本年度末の充当可能基金残高は、113億7,797万9千円であり、前年度と比較して1億7,535万1千円増加している。

増加の主な要因は、施設整備等基金の積み立てによるものである。

⑩ 充当可能特定歳入

地方債の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込額のこと、市町村振興資金を借り入れて、県企業局への貸付を行っている「工業用水道対策貸付金返還金4,083万9千円」、公営住宅建設事業債の償還に充てることのできる「市営住宅使用料6,044万1千円」、福岡県市町村振興協会が負担金の一部を財政支援する「消防救急無線デジタル化整備事業助成金2,475万3千円」の合計1億2,603万3千円で、前年度と比較して4,058万5千円減少している。

減少の主な要因は、公営住宅建設事業債の地方債残高の減少に伴い、充当できる市営住宅使用料の減によるものである。

⑪ 基準財政需要額算入見込額

地方債の償還等に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額のこと、各年度において発行された地方債ごとの現在高に、それぞれの算入予定割合を乗じることによって地方債ごとの算入見込額を算定するもので、156億2,224万2千円となり、前年度と比較して2億3,504万円増加している。

増加の主な要因は、交付税算入率の高い合併特例債などの借り入れにより算入見込額が増加したものである。

以上、⑨～⑪までの合計額（充当可能財源等）は、271億2,625万4千円となり、前年度と比較して3億6,980万6千円増加している。

2. 資金不足比率について

資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」の施行に伴い、平成19年度決算から公営企業を営営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとの財政状況を判断するための比率の公表が義務付けられ、この比率がどのような状況かを判断する基準として経営健全化基準が規定されている。

平成20年度決算からは、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされている。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であって、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示したものであり、資金の不足額とは、公営企業における資金収支不足の累積額をとらえるものである。本年度も各会計において赤字（資金不足）がないため、資金不足比率はない。

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較	経営健全化基準
(1) 水道事業会計	－%	－%	－	20.0%
(2) 簡易水道事業特別会計	－%	－%	－	
(3) 公共下水道事業特別会計	－%	－%	－	

(1) 水道事業会計

水道事業会計は、流動資産が流動負債を上回っているため、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較	
資金不足額 ・ 剰余額	流動負債 (A)	37,305	50,965	△13,660
	建設改良以外財源充当地方債 (B)	－	－	－
	流動資産 (C)	343,929	320,940	22,989
	解消可能資金不足額 (D)	－	－	－
	計 (E) = (A) + (B) - (C) - (D)	△ 306,624	△ 269,975	△36,649
事業の規模	営業収益 (F)	416,660	404,126	12,534
	受託工事収益 (G)	9,530	6,935	2,595
	計 (H) = (F) - (G)	407,130	397,191	9,939
資金不足額 (E) - (H)	－%	－%	－	

※ 資金不足額・剰余額 (E) - (H) の値がマイナスとなる場合は、「－%」と表記。

(2) 簡易水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計は、黒字決算となっているので、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分		令和元年度	平成30年度	比 較
資金不足額 ・ 剰余額	歳出額 (A)	80,673	107,377	△26,704
	歳入額 (B)	105,941	107,598	△1,657
	解消可能資金不足額 (C)	—	—	—
	計 (D) = (A) - (B) - (C)	△25,268	△221	△25,047
事業の規模	営業収益相当額 (E)	46,114	55,901	△9,787
	受託工事収益相当額 (F)	—	—	—
	計 (G) = (E) - (F)	46,114	55,901	△9,787
資金不足額 (D) - (G)		—%	—%	—

※ 資金不足額・剰余額 (D) - (G) の値がマイナスとなる場合は、「—%」と表記。

(3) 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計は、黒字決算となっているので、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分		令和元年度	平成30年度	比 較
資金不足額 ・ 剰余額	歳出額 (A)	702,596	899,418	△196,822
	歳入額 (B)	805,204	928,224	△123,020
	解消可能資金不足額 (C)	—	—	—
	計 (D) = (A) - (B) - (C)	△102,608	△28,806	△73,802
事業の規模	営業収益相当額 (E)	46,865	41,628	5,237
	受託工事収益相当額 (F)	—	—	—
	計 (G) = (E) - (F)	46,865	41,628	5,237
資金不足額 (D) - (G)		—%	—%	—

※ 資金不足額・剰余額 (D) - (G) の値がマイナスとなる場合は、「—%」と表記。

3. むすび

以上が、令和元年度宮若市財政健全化判断比率及び資金不足比率についての審査の概要である。

本年度の財政健全化判断比率については、一般会計等が黒字決算であるため、「実質赤字比率」は生じていない。また、全ての会計の合計が黒字であるため「連結実質赤字比率」も生じていないが、国民健康保険特別会計の赤字を他の会計の黒字で相殺している現状をみると、当該赤字会計の早期健全化が望まれる。

「実質公債費比率」(5.5%)は、標準税収入額等が減少したことなどにより前年度比較で0.4ポイントの増加、「将来負担比率」は、地方債現在高は増加したものの、施設整備等基金などの積み立てが増加したことにより、将来負担額に対して充当可能となる財源が上回ったことで、この比率は生じていない。

また、全ての公営企業会計で黒字決算となっているため、「資金不足比率」は生じていない。

以上、全ての指標について、早期健全化基準を下回っていることから、概ね良好な財政状況にあると判断される。

しかしながら、本市を取り巻く状況においては、社会保障関係（障害者自立支援医療や幼児教育の無償化等）に伴う経費の増加や公共施設老朽化対策（小学校再編やトイレ改修等）課題が山積していることに加え、短期的には新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化から税収の減少が懸念され、引き続き厳しい財政状況であることから、今後も指数値の推移に傾注され、基金の積み立てなど中長期的な財政運営に努められるよう要望するものである。